

勅令第六百四十五號

朕内閣部内臨時職員設置制中改正，
件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裕仁

昭和二十年十一月三十二日

日

月

内閣總理大臣男爵源喜重郎

内閣

日記

勅令第六百四十五號

内閣部内臨時職員設備制中左ノ通改正ス

題名ヲ左ノ如ク改ム

内閣部内臨時職員等設備制

第一條ノニ 重要施策ニ關スル各廳事務ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌
ラシムル爲内閣官房ニ内閣審議室ヲ置ク

内閣審議室ノ事務ニ從事セシムル爲内閣ニ左ノ職員ヲ置キ内閣官房

三属セシム

参事官 専任十二人 奏任内四人ヲ勅任ト
爲スコトヲ得

書記官 專任一人

理事官 専任一人

屬

専任十五人

内閣審議室ノ室務ハ内閣副書記官長之ヲ統理ス

參事官ハ上官ノ命ヲ承ク審議及立案ヲ掌ル

第五條第一項中「理事官 専任一人 奏任」ヲ「理事官 専任一人

ニ改メ同條第二項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内閣調査局官制ハ之ヲ廢止ス

戦災復興院官制中左ノ通改正ス

第二條中「事務官 専任三十人」ヲ「事務官 専任三十四人」ニ、
「理事官 專任十四人」ヲ「理事官 専任十五人」ニ、「技師 専任百

人」ヲ「技師 專任百二人」ニ、「属手 專任三百七十五人」ヲ「属

手 専任三百九十八人」ニ改ム